

平成二十三年六月十五日提出
質問第二四九号

特別な医療の加算時間に関する質問主意書

提出者
河野太郎

特別な医療の加算時間に関する質問主意書

一 介護保険の要介護度認定における基準時間決定のロジックの件で、要介護認定・介護認定審査会委員テキスト二〇〇九年（二一年八月）改訂版が示す特別な医療における加算時間（四二頁）と、厚生労働省が委託した、みずほ総合研究所株式会社作成の高齢者介護実態調査事業報告書（一九九年三月）の（二〇二頁）の加算時間とが対応してないが、どのようなロジックで変換されたのか述べてよ。

二 厚生労働省が委託した、みずほ総研株式会社作成の高齢者介護実態調査事業報告書（一九九年三月）にはデータの欠落が有るのに対し、要介護認定・介護認定審査会委員テキスト二〇〇九年（二一年八月）改訂版では時間値が記述されているのはどのような処理がされたのか述べてよ。

三 厚生労働省が委託した、みずほ総研株式会社作成の高齢者介護実態調査事業報告書（一九九年三月）のⅢ・施設介護時間調査（一分間のタイムスタディ調査）結果（二〇二頁）の状態別回答票の設問八一から八一十三の内三項目で、医療の処置が「ある」よりも「ない」がケア時間が多いのはなぜか述べてよ。

四 厚生労働省が委託した、みずほ総研株式会社作成の高齢者介護実態調査事業報告書（一九九年三月）で、特別な医療の処置が「ない」のにもかかわらず、ケア時間の値を与えるのは何故か述べてよ。

右質問する。